

城西大学水田記念図書館選書委員会に関する内規

平成2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、城西大学水田記念図書館規程第5条に基づき、水田記念図書館選書委員会（以下「選書委員会」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 選書委員会は、図書館が高い収書水準を維持し、充実した蔵書を構成することにより、利用者の効果的な活用に十分応え、国内外にも評価されるよう図書館資料を総合的、計画的に収集するための選書を行うことを目的とする。

(選書の基準)

第3条 図書館資料の収集のための選書は、城西大学水田記念図書館運営委員会細則第2条第3号により審議され、承認された収書方針に基づいて行うものとする。

(組織)

第4条 選書委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 図書館副館長
- (3) 図書館長の推薦に基づき、理事長が任命した各分野（経済学・経営学・現代政策学・数学・化学・薬学・文学・教養・日本語学・日本文化学）の教員
- (4) 図書館長の指名する館員

(委員の任期)

第5条 前条第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 前項の委員は、これを再任することができる。

(委員長、副委員長)

第6条 委員長は、図書館長をもって充てる。

2 副委員長は、図書館副館長をもって充てる。

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 選書委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 選書委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(有識者の出席)

第8条 選書委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の学内外の有識者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 選書委員会の記録の作成等の庶務は、図書館事務室において処理する。

附 則

この内規は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。